

令和5年9月

第5回人吉市議会（定例会）議案

人吉市

令和5年9月第5回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第66号	令和5年度 人吉市一般会計補正予算（第4号）
議第67号	令和5年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議第68号	令和5年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議第69号	令和5年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第70号	令和5年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第71号	令和5年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第72号	令和5年度 人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）
議第73号	令和4年度 人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
議第74号	令和4年度 人吉市公共下水道事業特別会計決算の認定について
議第75号	人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
議第76号	人吉市奨学金給付条例の一部を改正する条例の制定について
議第77号	人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議第78号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議第79号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第80号	人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
議第81号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
議第82号	人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議第 8 3 号 人吉市過疎地域持続的発展計画を変更することについて
議第 8 4 号 土地の処分について

- 議第75号 人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第76号 人吉市奨学金給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第77号 人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第78号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第79号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第80号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第81号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第82号 人吉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和5年9月4日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第75号

人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

人吉市奨学金貸与条例（平成5年人吉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

人吉市貸与型奨学金条例

第2条の見出しを「（奨学金の申込要件）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する中学校若しくはこれと同程度の学校又は高等学校若しくはこれと同程度の学校の最終学年に在学し、かつ、次条第1項各号に規定する学校のいずれかに進学を希望する者で、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

第2条第1項第3号中「支給され、又は貸与されていないこと」を「貸与される予定がないこと」に改め、同条第2項中「奨学生」を「奨学金の申込要件を満たすもの」に改める。

第3条の見出し中「貸与」の次に「額等」を加え、同条第1項中「次のとおり」を「法に規定する次の各号に掲げる学校に在学する者に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項ただし書中「奨学生」を「奨学金を受ける者（以下「奨学生」という。）」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 高等学校又はこれと同程度の学校

国公立 月額 1万円

私立 月額 2万円

(2) 大学等

国公立 月額 3万円

私立 月額 4万円

第4条中「奨学金を受けようとする者」を「申込者」に改める。

第5条中「教育委員会が選任した選考委員」を「人吉市奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）」に改める。

第9条中「選考委員」の次に「会」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の人吉市奨学金貸与条例の規定は、令和5年度の奨学生募集に係る申込から適用する。

(提案理由)

奨学金を受ける者の要件その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものである。

議第76号

人吉市奨学金給付条例の一部を改正する条例

人吉市奨学金給付条例（令和3年人吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

人吉市給付型奨学金条例

第2条の見出しを「（奨学金の申込要件）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

奨学金の給付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する中学校若しくはこれと同程度の学校又は高等学校若しくはこれと同程度の学校の最終学年に在学し、かつ、次条第1項各号に規定する学校のいずれかに進学を希望する者で、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

第2条第3号中「受給前に在学した学校における申込時までの」を「奨学金の申込時に在学している学校における」に改め、同条第5号を削る。

第3条の見出し中「給付」の次に「額等」を加え、同条第1項を次のように改める。

奨学金の給付額は、法に規定する次の各号に掲げる学校に進学する者に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、入学時にのみ当該奨学金を給付する。

- (1) 高等学校又はこれと同程度の学校 100,000円
- (2) 大学等 400,000円

第4条中「奨学生」を「奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）」に改め、同条第1号中「高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程）」を「前条第1項第1号に規定する学校」に改め、同条第2号中「専修学校（専門課程）又は大学」を「前条第1項第2号に規定する学校」に改める。

第5条中「奨学金の給付を受けようとする者」を「申込者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の人吉市奨学金給付条例の規定は、令和5年度の奨学生募集に係る申込から適用す

る。

(提案理由)

奨学金の給付額等の拡充その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものである。

議第 77 号

人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例

人吉市奨学生選考委員会条例（平成 27 年人吉市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「人吉市奨学金貸与条例」を「人吉市貸与型奨学金条例」に、「人吉市奨学金給付条例」を「人吉市給付型奨学金条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

引用している条例名の変更に伴い、条例の一部を改正するものである。

人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和31年人吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の8第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
- ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯
- (7) 単胎妊娠の場合 2,490円
- (4) 多胎妊娠の場合 3,735円
- イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯
- (7) 単胎妊娠の場合 4,150円
- (4) 多胎妊娠の場合 6,225円
- ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯
- (7) 単胎妊娠の場合 6,640円

- (イ) 多胎妊娠の場合 9,960円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
 - (イ) 単胎妊娠の場合 8,300円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 12,450円
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
 - ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯
 - (イ) 単胎妊娠の場合 840円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 1,260円
 - イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯
 - (イ) 単胎妊娠の場合 1,400円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 2,100円
 - ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯
 - (イ) 単胎妊娠の場合 2,240円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 3,360円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
 - (イ) 単胎妊娠の場合 2,800円
 - (イ) 多胎妊娠の場合 4,200円
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
 - ア 第1項第1号オに規定する金額を減額した世帯

- (7) 単胎妊娠の場合 1,700円
- (4) 多胎妊娠の場合 2,550円
- イ 第1項第2号オに規定する金額を減額した世帯
 - (7) 単胎妊娠の場合 2,834円
 - (4) 多胎妊娠の場合 4,250円
- ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額した世帯
 - (7) 単胎妊娠の場合 4,534円
 - (4) 多胎妊娠の場合 6,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
 - (7) 単胎妊娠の場合 5,667円
 - (4) 多胎妊娠の場合 8,500円

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の人吉市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第79号

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年人吉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「第11項」を「第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第80号

人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例

人吉市企業立地促進条例（平成18年人吉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「着工」を「着手」に改め、同条第3項中「操業を開始」を「工場等の新設のための工事に着手」に改め、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

補助金の交付要件を緩和するため、条例の一部を改正するものである。

議第81号

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の一部を改正する条例

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例（平成30年人吉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「ものとする」を削る。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「満了したとき又は」を「満了したとき、又は」に改め、同条を第12条とする。

第10条第2号中「又は」を「、」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「減額し又は」を「減額し、又は」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（利用の許可）

第7条 総合交流館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、総合交流館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

別表の1温泉施設（次表に係る使用を除く。）の表中「350円」を「450円」に、「100円」を「250円」に改め、同表の2温泉施設（回数券）の表中「15回」を「11回」に、「3,500円」を「4,500円」に改

め、同表の3その他の温泉施設の表中

中学生以上（2人まで）
中学生以上1人増すごと（加算）

1,000円
50円

を

1室（4人まで）	1,500円
5人以上は、1人増すごとに1温泉施設の表の区分に応じた基準額を加算	

に改め、同表の6シェアオフィスの表備考第1項中「ものとする」を削り、同表備考第2項中「2名」を「2人」に改め、同表備考第3項中「2名」を「2人」に改め、「ものとする」を削り、別表の7サテライトオフィスの表に次の

ように加える。

オフィス5	1部屋1月1法人	90,000円	同上
-------	----------	---------	----

別表の7サテライトオフィスの表備考第1項中「ものとする」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

指定管理者制度導入に必要な規定の整備その他所要の改正のため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 2 号

人吉市営住宅条例の一部を改正する条例

人吉市営住宅条例（平成 9 年人吉市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表市営住宅の部相良の款に次のように加える。

令和 5 年度	中層耐火構造 5 階	4 0	人吉市相良町 1 2 5 3 番地 1
	中層耐火構造 6 階	8 0	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害公営住宅（相良地区）を市営住宅として追加するため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 3 号

人吉市過疎地域持続的発展計画を変更することについて

人吉市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 0 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

過疎地域持続的発展計画を変更するときは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 0 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決が必要である。

議第84号

土地の処分について

次のとおり土地を処分するものとする。

1 処分する土地

所在地	地目	地積(実測) m ²
人吉市上漆田町字孫四郎3379番80	雑種地	1,477
人吉市上漆田町字頭無3399番3	雑種地	7,909
人吉市上漆田町字頭無3399番5	雑種地	1,733
人吉市上漆田町字頭無3402番137	雑種地	5,684
人吉市上漆田町字頭無3402番139	雑種地	160
人吉市上漆田町字頭無3402番140	雑種地	921
人吉市上漆田町字頭無3402番145	雑種地	10,662
人吉市上漆田町字頭無3402番146	雑種地	2,718
人吉市上漆田町字頭無3402番148	雑種地	163
人吉市上漆田町字頭無3402番152	雑種地	268
人吉市上漆田町字頭無3402番156	雑種地	202

2 処分の相手方

熊本県上益城郡山都町杉木字竹ノ脇474番地の1
株式会社ランバーやまと 代表取締役 渡邊 文昭

3 処分価格

213,709,900円

令和5年9月4日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

1件5,000m²以上であって予定価格が2,000万円以上の土地を処分するときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号並びに人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年人吉市条例第1号)第3条の規定により、議会の議決が必要である。

